

西条市農業委員会 令和3年度 第4回総会 議事録

1. 日 時 令和3年7月6日(火) 午後2時5分から午後3時15分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

| | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----------|
| 会 長 | 8番 | 加藤 茂 | | | |
| 会長代理 | 12番 | 渡邊 敏昭 | | | |
| 委 員 | 1番 | 越智 一志 | 11番 | 栗田 房信 | 20番 越智 栄二 |
| | 2番 | 明比 典正 | 13番 | 川上 義則 | 21番 越智 信仁 |
| | 3番 | 徳増 靖記 | 14番 | 山田 好一 | 22番 戸田 博明 |
| | 4番 | 一色 達夫 | 15番 | 村上 繁敏 | 23番 真鍋 美鈴 |
| | 6番 | 西原 昇 | 16番 | 武田 喜義 | 24番 高橋 忠親 |
| | 7番 | 高木キクミ | 17番 | 伊藤 健一 | |
| | 9番 | 井上 雅貴 | 18番 | 青野 武 | |
| | 10番 | 長谷川孝師 | 19番 | 曾我 照一 | |

○欠席者氏名

5番 高橋 豊重

○推進委員出席者氏名

| | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 委 員 | 1番 | 寺田 昌直 | 13番 | 一色 和成 | 24番 | 大西 宗次郎 |
| | 2番 | 一色 信之 | 14番 | 武方 謙一 | 25番 | 佐々木 則幸 |
| | 3番 | 石川 孝幸 | 15番 | 武田 義臣 | 26番 | 越智 勝邦 |
| | 4番 | 加藤 武司 | 16番 | 鈴木 伸二 | 27番 | 玉井 隆志 |
| | 5番 | 伊藤 正夫 | 17番 | 垂水 久明 | 28番 | 桑原 俊樹 |
| | 7番 | 日野 哲也 | 18番 | 山内 強 | 29番 | 曾我 敏数 |
| | 8番 | 宮武 恭宏 | 19番 | 黒川 俊彰 | 30番 | 今井 文雄 |
| | 9番 | 岡本 省三 | 21番 | 高橋 寿夫 | | |
| | 10番 | 安藤 英利 | 22番 | 永井 和俊 | | |
| | 11番 | 篠森 均 | 23番 | 山内 信政 | | |

○欠席者氏名

6番 伊藤 龍二 12番 森田 忠茂 20番 高橋 正

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画に対する取消しの意見の決定について
- 議案第7号 西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更の意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

| | | | |
|-------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 青野栄一 | 東予分室長 | 渡邊賢一郎 |
| 事務局次長 | 田口剛洋 | | |
| 事務局主査 | 渡邊龍也 | 事務局主任 | 宇佐美紀興 |

農水振興課職員

副課長 日野智之

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和3年度 第4回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

会 長 | それでは、ただ今から、令和3年度 第4回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

徳増靖記委員、一色達夫委員の両委員をお願いいたします。

なお、欠席届出が農業委員の5番 高橋豊重委員、推進委委員の6番 伊藤龍二委員、12番 森田忠茂委員、20番 高橋正委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。

4ページをお願いいたします。

51号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

52号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。なお当該農地は現在耕作放棄地となっておりますが、西条市耕作放棄地再生支援事業を活用し、令和4年1月31日までに解消する旨の誓約書の提出を受けております。

53号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

54号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

55号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

56号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

57号は、〇〇の〇〇氏が、公売により落札した農地について、所有権の移転を受けようとする申請であります。

58号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

59号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

60号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

61号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

62号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。

63号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。

64号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。

65号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。

66号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

67号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

68号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

69号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

以上、19件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

55号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

事務局 本日、地区委員の伊藤龍二委員が欠席のため、事務局から報告させていただきます。今回の新規就農希望者につきまして、4月28日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、西原委員、高木委員及び私、伊藤です。当案件の申請人は、〇〇の〇〇氏であります。〇〇氏は株式会社〇〇の代表取締役でもあります。

〇〇の農地、6,187㎡を買い受け、就農しようとするものです。農地を取得するという事で、農地所有適格法人の新規就農者になります。買い受ける農地は、一部竹林が残っていますが、徐々に解消していく予定です。栽培する作物は、人参、白菜、大根等です。

その他、推進委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しましたが、営農計画等、不透明な部分が多く、1回目の面接では保留にしました。しかし、その後、必要書類等の提出を受け、令和3年6月28日に2回目の面接を現地にて行いました。まず境界の確認を立会人全員で行い、その後、営農等についての話をしました。

株式会社〇〇については、〇〇氏及び従事可能な従業員の農業技術の習得が必要であることから、現所有者から指導を受けるとともに、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 以上、19件であります。51号から順次ご意見を伺いたと思いますので、よろしくお願いします。

地区委員 51号、52号、53号 問題ありません。
54号 問題ありません。
55号 問題ありません。
56号 問題ありません。
57号 問題ありません。
58号、59号、60号 問題ありません。
61号 問題ありません。
62号、63号 問題ありません。
64号、65号 問題ありません。
66号 問題ありません。
67号、68号、69号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上19件を原案どおり許可することといたします。

先程、事務局から説明がありました新規就農ですが、ここ数年、法人からの農業進出が多くなってきている。委員さんも個人の面接と違って質問、内容について把握しにくい部分もある。法人も地域に調和してもらいたいこともありますので、面接の時には皆さんと相談しながら、意見などを聴取し確認して頂きたいと思います。

農地法第4条関係

議 長 次に、8ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 9ページをお願いいたします。
7号は、〇〇の〇〇が、豚舎等12棟を建設しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上1件であります。地元の委員さんにご意見等を伺いたいと思います。

地区委員 7号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、10ページ、第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 11ページをお願いします。
45号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

46号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外3名から所有権移転を受け、分譲宅地に転用しようとする申請でございます。

47号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

48号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建

売住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が農地法の許可無く、平成16年頃に申請地を分譲地として販売することを目的として造成を行っておりました。今回、譲受人が購入することになり、申請地を再度調査した結果、農地法許可申請がされていないことが判明しました。

譲渡人からは、「今後は農地法を厳守します」との始末書が提出されております。

49号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

50号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

51号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

52号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

53号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

54号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、豚舎等12棟を建設しようとする申請でございます。

以上10件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、10件であります。45号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

地区委員 45号、46号 問題ありません。
47号 問題ありません。
48号、49号 問題ありません。
50号 問題ありません。
51号 問題ありません。
52号 問題ありません。
53号 問題ありません。
54号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上10件を原案どおり

承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、14ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 15ページをお願いいたします。
3号は、〇〇の〇〇氏が、令和2年7月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。今春鍼灸師に合格し、住宅新築を機に店舗併用住宅とすることが経済的・利便性としても最良であるため、事業内容を自己住宅から店舗併用住宅に変更し、変更承認を受けようとするものです。

なお、本件は、農地転用事業計画変更承認後に着工すべきですが、申請人からは「自己住宅の転用許可済みであり、問題ないと思いきなり変更承認を得ないまま建設工事を着工しておりました。二度とこのようなことのないように反省するとともに、以後は農地法遵守に万全の注意を払っていきたい」との始末書が提出されております。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件であります。地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 3号 問題ありません。

議 長 他にご意見ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、16ページ、議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容

を事務局から説明いたします。

事務局

18ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから35ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、98件、面積は、27万6,124.01㎡となっております。そのうち、所有権移転は、5件、面積は、1万4,882㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。

委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する取り消しの意見の決定

議長

36ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する取り消しの意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

36ページをお願いします。

先月設定された利用権設定について、出し手である〇〇の〇〇氏に対し、事務局から利用権設定通知を郵送したところ、利用権設定の申請をした覚えはないとの連絡があり、受け手である〇〇氏に事実確認をしたところ不正押印が発覚しました。当初、〇〇氏は〇〇氏の母親である〇〇氏が農地の名義人であると思い承諾・押印を得ておりましたが、事務局で申請書を受受理確認したところ、名義人が〇〇氏の息子である〇〇氏であったことから、事務局から〇〇氏に〇〇氏の承諾・押印が必要である旨を伝え、再提出を依頼しました。その後、再提出があり押印等書類上の不備はなかったことから、事務局として受

理しました。今回、〇〇氏（実際は父親の〇〇氏）は〇〇氏の承諾を得ないまま、不正に押印し再提出したことが発覚しました。出し手である〇〇氏から利用権設定の取り消しの意向がありましたので、平成24年5月31日付け24経営第564号、農林水産省経営局長通知の農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の4項2号に基づき、「詐欺その他不正な手段により当該農用地利用集積計画を作成させたと認めるときは、市長は当該土地に係る農用地利用集積計画を取り消すことができることとなっており、今回、農業委員会の同計画の一部を取り消す旨の決定を行うものでございます。

以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 利用権設定の利用集積計画の取り消しの説明が事務局からありました。昨年も周桑から提出された利用権設定の申請で同じようなことがありました。事務局は膨大な数の利用権設定の申請を確認することになるが、事務局だけで1筆1筆の農地を確認する対応はできません。相對の承諾書であります。基本は、当人の出し手側との受け手側の印鑑押印を確認することしかできない。委員さん自ら持ち帰り、地域で利用権設定する人、設定される人の相互の確認をしっかりともらいたい。

個人で農業委員会事務局に提出される方、JAが取りまとめて事務局に提出される方、農業委員さんが預かって提出される方、いろいろなケースがある。預かった場合は、詳細の確認までは出来ないと思いますが、「出し手側の確認はされていますか」と口頭で再確認してもらいたい。設定されれば不在地主に通知書を送付します。身内が地元で所在がある場合は、代理で同意する場合もあるかと思えます。無断で申請をした場合は、地主から知らないという旨の連絡が事務局にあります。非常に年間の件数が多いことから、委員さんから地元農家と話す機会もあるかと思えますので、周知をお願いしたい。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

一色委員 その農地が耕作されているか確認されていますか。

事務局 耕作されていることは確認しています。

〇〇氏が農地を借りる前には別の方が耕作しておりました。その方が耕作できないことから、〇〇氏の母親から耕作の依頼があったことから今回申請書が提出されております。

一色委員 母親と息子さんとの話し合いで、〇〇氏が耕作することはできないのか。

事務局 親子関係が良好でない聞いております。

一色委員 これまで耕作されていて、次の受け手が耕作してくれるということであるのならば、耕作できるように対策を講じて頂きたい。

議長 いろんな事情があると思われるが、不在地主が一番の問題だと思われる。身内が集落内に所在していれば、その方を通じて連絡を取る方法もある。県外に住所があって、電話連絡もできない場合もあるが、地主の了解が取れていればこの問題もなかったと思われる。母親のみで判断し、息子さんは知らないままであった。前の耕作者は正式な利用権設定は無く、ヤミで耕作されていたようです。今回、利用権設定により耕作権を設定しようとしたが、家族の関係等までは把握できていなかったことがあったので、十分注意し利用権設定して頂きたい。新規の場合は特に気をつけて頂きたい。

他に、ご質問・ご意見等ございませんか。

戸田委員 地主は〇〇から耕作に帰省するのか。

議長 事務局が耕作者を探す等の対応は必要となってくる。

事務局 〇〇の地主から連絡がありました。太陽光発電施設に転用したいという相談がありました。

議長 農地は何種農地になるのか。

事務局 2種農地になりますので、太陽光発電施設への転用は可能ではないかと思えます。

議長 他に、ご意見ございませんか。

西原委員 この問題については、親子関係が問題である。現在の農地の状況、その状況に対して、どのようにするかという親子での話し合いがなかった。

借り手側の書類不備があり、行ってはいけないことを行ったことが問題となっている。地元委員としては、取り消しが適当であると判断

する。

今後の農地の態様について、事務局から説明がありました太陽光発電施設に転用しても問題はないと思います。地主には地主の考え方があるかと思いますが、親子関係の絆が最も問題であると思われます。

議 長 他に、ご意見・ご意義等ございませんか。
取り消しの決定をしてもよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の 変更の意見決定

議 長 次に、38ページ、議案第7号、西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更の意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を農水振興課から説明いたします。

農水振興課 農水振興課の日野でございます。

別冊資料の「西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について」を説明いたします。

この基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に則して、西条市が定めているものです。具体的には、認定農業者や認定新規就農者が目標とする所得水準・労働時間の基本的考え方、営農類型ごとの指標、また、こうした経営に集積すべき農用地の面積シェアの目標、さらには経営改善を図ろうとする担い手への育成方策について総合的に定めたものとなっております。前回は5年前のH28に見直しを行っておりまして、今回、県が策定する「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」が5年ごとに見直されたことに伴いまして、市が策定する基本構想についても、県の基本方針の内容に則した見直しを行うこととしております。

主な変更内容は2点ございます。

まず1点目ですが、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア（10年先）の目標について、現行

の50%から60%に修正したいと考えております。その根拠ですが、令和2年度現在の担い手への農地集積率は53.8%で、5年前（H27：39.7%）に比べ約14%増加しており、西条市総合計画後期基本計画目標（R6：50.0%）及び前回基本構想目標（R8：50.0%）を既に達成しております。

また、本市では、担い手農地集積事業により、中心経営体等が新規に5年以上の利用権設定を行う場合、農地の受け手に対し面積に応じた補助を行っており、経営耕地面積4,047ha（2020年農林業センサス）の約2%に相当する84haを毎年度集積する計画となっております。

今後は、人・農地プランの効果的な推進や国営ほ場整備事業の実施等により、担い手への農地集積の加速化が予想されており、こうした近年の農地集積やほ場整備の状況を踏まえ、今回の基本構想見直しにおける10年先の効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標（R13）は、前回の目標（R8）50%に10%上乗せし（毎年2%×5年間=10%）、60%に修正したいと考えております。

次に、変更の2点目は、当時の事業としてあった農地利用集積円滑化事業（JAが取り組んでいた農地所有者代理事業、農地売買等事業、研修等事業）について、農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正され、農地中間管理事業に統合一本化されたために、農地利用集積円滑化事業に関する事項を削除しております。

また、その他、県基本方針等との整合を図るため、本文の一部修正を行っておりますので、この後のページの本文及び新旧対照表をご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 農水振興課の副課長から説明がございましたが、委員の皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。委員皆さんから何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

曾我推進委員 具体例を説明してもらわないと理解できない。

農水振興課 基本構想は5年ごとに見直しをするということが決められております。5年前の農地集積の目標が50%だったものを60%に引き上げます。資料の5ページ、「第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標」で、表があります。前回は50%だったところを60%に変更しております。

農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されましたの

で、新旧対照表の8ページ、右側が変更前、東側が変更後となっております。平成27年度に策定した基本構想には、「第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項」の項目はありましたが、国の事業の変更に伴い廃止となったことから、削除しております。

- 曾我推進委員 当時の担い手への農地集積目標が適正ではなかったということか。既に50%の目標を達成していることから、そうではないのか。
- 農水振興課 5年前はどうだったかという、40数%だった。近年、耕作する人の数も減少しており、その減少分が担い手へ集積されている状況である。そのスピードが想定したよりも早かったと思われる。想定が甘かったといわれれば、そのとおりである。今回、目標を60%に上げようということである。
- 永井推進委員 徐々に集積率を上げていますが、結果として担い手がどのくらいの面積を耕作することになったのか。
集積率が100%になると、耕作放棄地はなくなるということか。
日本型農業、私達が子供の頃から目にしていた風景が、ヨーロッパのような大規模農業の風景に変わるということか。
- 農水振興課 1経営体当たりの面積はすぐに回答できません。
2020年センサスの結果では、1経営体当たりの耕作面積は、2haとなっております。年々、1経営体当たりの耕作面積は増えていると思います。
100%になったら耕作放棄地はなくなるという質問については、そのとおりです。
ヨーロッパのような農地の風景になるのかという質問ですが、圃場整備の事業を進めていますので、農地集積を進めていきたいと考えています。
- 議長 高齢化が既に数字に反映されている。地域差が生じており、圃場整備されている地域では農地の集積率は上がっている。一方で、市街地に近い農地では、後継者が不足している。さらに、追い打ちをかけるように高齢化が進展し、耕作できない状況となっている。集積率が下がっている地域も旧西条ではあるものの、全体では集積率が上昇する傾向にある。1人1人の農業委員さんが、地域で残さなければいけない農地は残していく活動を行っていかなければならない。この活動が最善の対策だと思います。
農家が減った場合に、集落で農地を守るという体制が取られている

ところもある。個人から集落営農法人に耕作をしてもらう集落もあるが、その受け皿もないところでは農地の集積を縮小していくしかない。その地域については、地区外からでも耕作してもらうような体制が必要ではないかと思う。1年でも長く農業を継続してもらいたいというのが思いです。

皆さんも地域で現状を把握してもらい、自分達の地域の農地を守って頂きたい。

農水振興課の副課長が説明した内容で、ご審議をお願いしたいと思いますが、他にご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することいたします。

事業報告・事業計画関係

議長 39ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 42ページの資料の訂正をお願いします。88号の三芳118番1、農地の地目について、地目が田となっておりますが、正しくは畑です。
令和3年5月15日から、令和3年6月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を19件、農地法第3条の取消しを1件、農地バンク利用登録1件 受理いたしました。

議長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

一色委員 事務局から説明のありました42ページの88号です。

〇〇氏に関する解約通知ですが、6月10日に解約ということで報告がありました。利用集積計画で〇〇氏から再度、〇〇へ利用集積ということで提出されている。事務局はこの案件について、何か把握されているか。

44ページに許可申請が取り消しになっている。今月の3条申請で他の申請人に売却ということで申請書が提出されている。3条申請の許可の効果はどのくらいであるのか。

事務局 解約の件ですが、農地法3条で賃借しておりますので、解約する必要はない旨を伝えましたが、解約をさせて欲しいと申し出がありました

た。再度、利用権設定をするということでした。特に、理由は確認しておりません。代理人が申請書を提出されましたので、代理人と話をさせて頂きました。利用権設定が再度、提出された理由までは確認ができておりません。

3条の許可の効果については、〇〇さんは〇〇の方であって、〇〇の〇〇さんが申請手続きをされました。今回、コロナウイルスの感染拡大の影響もあって帰省ができない状況となっています。結局、許可書をお渡しすることができないことから、保留にしておりました。今回、別の方が当該農地を使用したいという話があったことで、受人の〇〇さんから私は譲りますので、相手方に譲渡してくださいということでした。

一色委員 売買契約が成立してから3条申請になりますから、即売買契約に移行するのかなと思います。

許可になっているが契約になっていないケースもあるのか。許可された人が亡くなった場合で、農地の相続があった場合に許可は有効になるのか。

事務局 数か月前にもありましたが、総会の午前中に亡くなった方がいました。その方は無効になります。再度、同じ手続きを相続人の方として頂く必要があります。法務局に確認したところ、亡くなった方の亡くなった時間を聞かれました。取り消し願いを提出して頂いた後、再度3条申請をしました。

一色委員 許可が出てから契約に至らないまま亡くなった場合は、許可の権利も喪失されるということですか。

事務局 そのとおりです。
許可後は効果があるけれども、許可前に亡くなった場合は、無効となる。

一色委員 〇〇氏について、一度、農業の実態の事情聴取をしてはどうか。

議 長 事務局を通じて相談させて頂きたい。

徳増委員 5ページの56号について、新規就農者の面接報告が無かったようですが。

事務局 〇〇さんの面接は行っていませんが、報告をさせて頂きます。

今回の新規就農希望者は〇〇の〇〇氏、54才であります。〇〇氏は〇〇の愛媛県農林水産研究所で花き、花木の研究をしています。父は専業農家で、弟は農地所有適格法人である〇〇の代表取締役であります。〇〇氏自身も農業経験15年と経験豊富な事から、地区担当委員と相談した結果、面接は必要ないと判断しました。しかし、調書の提出は受けております。

平日及び週末の空いた時間を利用し、坂元の農地、8,016㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作目は、花木及びシキミです。現在、買い受ける農地は、耕作放棄地となっておりますが、西条市耕作放棄地再生支援事業を活用し、家族の協力を得ながら、令和4年3月10日までに解消する予定です。

〇〇氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。また令和4年3月10日までに解消する旨の誓約書の提出も受けております。

以上で報告を終わります。

桑原委員 耕作放棄地再生支援事業です。2～3ヶ月前だと思いますが、小松の耕作放棄地のところを解消するという事で、新規就農、3条申請で話が合った時に、そもそも3条申請する場合には、耕作放棄地では許可できないのではないのか。耕作できる状況になっていなければならぬのではないかと指摘された農業委員さんもいました。

3条申請で扱う農地は、耕作放棄地でもいいのか。新しい受人が何年かで解消しますということであれば対象となるのか。

どちらの取り扱いが適切であるのか。

事務局 原則論でいいますと、耕作放棄地は元に戻して売却をするということです。受人的の方が、重機等を所有しており、耕作放棄地を解消できるということであれば、誓約書等の提出をもって3条許可をしている場合もあります。

事務局 委員さん方の統一的な見解が示されていないため、本日の幹事会で検討したいと考えております。

事務局としては、耕作放棄地の解消が見込めるということであれば、限定的ではありますが、認めたいと考えております。

桑原委員 8・9月に農地利用状況調査を実施します。放棄状態の農地を毎年報告しております。放棄状態で報告する農地を3条申請することが可能かどうかということ。利用状況の報告書類でどう分類されたもので

あったら、本人の確約で支援事業が使えるかをリンクしたもので資料を作って頂いたら分かりやすいのではないかと。明確な基準が必要ではないかと思えます。放棄地を解消したいが、地元にどのように説明したらいいのか困惑しております。

議長 買い手の条件によって可能であるのか等を判断したりする必要がありますので、今後、総会でお示しさせて頂きたいと思えます。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

| | | |
|-------|------------------------------------|------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 原案承認 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第4号 | 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第5号 | 農用地利用集積計画に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第6号 | 農用地利用集積計画に対する取り消しの意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第7号 | 西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更の意見の決定について | 原案承認 |
| 報告事項 | 報告承認案件 | 原案承認 |

9. 閉会の日時

令和3年7月6日 午後3時15分